熊本県天草家畜保健衛生所



天草家庭道平成沙草9月号



〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3 電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393 ホームページアドレス http://www.pref.kumamo.jp/site/amakusa-1219 電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp

飼養衛生管理基準が改正されます

昨年、発生した口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザにより、多くの家畜が殺処分など、地域経済・社会に大きな影響を与えました。このような家畜伝染病の被害を最小限に抑えるため、「発生の予防」、「早期の発見・通報」および「迅速で的確な初動対応」を目的として、本年4月に家畜伝染病予防法が改正されました。

飼養衛生管理基準は家畜伝染病予防法に基づいて制定されており、1 〇月の改正に向けて、見直し作業が進められています。飼養衛生管理基 準は畜産農家が最低限守るべき基準となります。飼養衛生管理の徹底に より、下痢や呼吸器病などの疾病予防、増体や生産性の向上など経営面 でも大きな効果が期待できます。皆さんの積極的な取り組みをよろしく お願いします。

①家畜防疫に関する最新の情報を確認しましょう

農林水産省や家畜保健衛生所が提供する、家畜伝染病に関する情報を必ず確認するとともに、家保や関係団体が開催する講習会等に積極的に参加し、最新の情報を把握するように努めてください。また、関係する法令を遵守し、家保が実施する検査や指導についてご協力をお願いします。

②衛生管理区域を設定しましょう

畜舎や飼料タンク、倉庫、堆肥舎など、 病原体の侵入を防止するため衛生的な管理が必要とされる区域を設定し、ロープなどで区分してください。あわせて、看板などを設置し不要不急の立入を制限するようにしてください。(右図の斜線の区域になります)



③衛生管理区区域への病原体の持込みを防止しましょう

衛生管理区域への出入りを必要最小限に制限し、必要のない者の立入を制限してください。衛生管理区域の入り口付近には消毒設備を設置し、車両や人の消毒を実施してください。また、他の農場で使用した可能性のある物品で家畜に直接触れるもの(耳標パンチ、除角用器具など)は必ず、洗浄消毒を実施してください。



④野生動物による病原体の侵入を防ぎましょう

畜舎の給餌施設や給水施設および飼料の保管場所にねずみ、 野鳥などの野生動物の排せつ物が混入しないように、定期的な 清掃や駆除を実施してください。

⑤衛生管理区域の衛生状態を保ちましょう

畜舎その他の衛生管理区域内の施設および器具の清掃消毒を定期的に実施してください。畜房やハッチが空になった場合には、洗浄および消毒を実施してください。また、家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないようにしてください。



⑥家畜の健康観察を行いましょう

毎日、家畜の健康観察を行い、特定の症状が見られたときには直ちに家保に通報してください。この場合には農場からの家畜の出荷・移動ならびに衛生管理区域内の物品について外部への持ち出しができません。特定の症状以外の異常が見られた場合には速やかに獣医師の診療を受けてください。他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の衛生状況を確認し、導入後は他の家畜と直接接触させないようにしてください。家畜を出荷する場合にも、健康状態を観察しましょう。



【口蹄疫の特定症状の一例】 写真提供:宮崎県









牛:著しい流涎 牛:舌や歯ぐきの水疱・糜爛

豚:鼻鏡の水疱

豚:蹄の水疱

⑦埋却等に必要な土地の準備をしておきましょう

埋却等に要する土地を確保してください。 必要な面積はおむね以下のとおりです。

成牛:1頭あたり5m² 肥育豚:1頭あたり0.9m² 成鶏:100羽あたり0.7m²



【埋却作業】 写真提供:宮崎県





⑧記録を作成し、保存しましょう

以下の事項について記録を作成し、1年以上保存してください。

- ・衛生管理区域に立ち入った者の氏名および住所(所属)、 立入日、目的
- ・ 海外へ渡航した場合には渡航先の国名と期間
- 導入した家畜の種類、導入元、頭数、健康状態、導入日
- ・出荷や移動した家畜の種類、出荷・移動先、頭数、健康状態、 出荷・移動日
- 家畜の異常の有無。異常があった場合には、症状、 頭数および月齢



⑨衛生管理区域専用の衣服および靴を設置しましょう (豚・鶏)

豚もしくは鶏の飼養者は、衛生管理区域専用の衣服および靴を 準備するとともに、衛生管理区域および畜舎に立入る者に対して、 必ずこれらを着用させるようにしてください。



家畜伝染病の予防やまん延の防止は、地域全体での取り組みがなければ成果を上げることはできません。これを機に日頃の衛生管理を改善し、 天草の家畜を伝染病から守りましょう!!

アジア諸国における悪性伝染病発生状況

病名	発生国	発生月日	畜種	<u></u>
□蹄疫	台湾	7月11日	豚	O型
	中国	7月13日	牛・羊・山羊・豚	O型
	台湾	7月26日	豚	O型
鳥インフルエンザ	ベトナム	7月 6日	家きん	H5N1亜型
	カンボジア	7月13日	野鳥	H5N1亜型
	ベトナム	7月17日	家きん	H5N1亜型
	ベトナム	7月21日	家きん	H5N1亜型

8月31日現在

所長コラム

ここ数日、朝夕はめっきり凌ぎやすくなり、秋の訪れを感じます。これから 寒くなりますと、渡り鳥の移動の季節となり、高病原性鳥インフルエンザの発 生を心配しなければなりません。鶏飼養農家の皆様におかれましては異常鶏 (死亡鶏の増加等)が見られた場合は早期通報をお願いします。迅速な対応に より蔓延を防止する所存です。

さて、最近豚で高病原性という名前がつく疾病の発生が中国を中心として見られていますのでご紹介します。

【疾病名:高病原性豚繁殖·呼吸障害症候群(高病原性PRRS)】

PRRSは育成・肥育豚の呼吸器病や母豚に死流産等の繁殖障害を引き起こす 伝染病でありますが、2006年中国において高熱、発赤、呼吸障害などの症状を 特徴とし、高致死率を示す疾病が発生し、PRRSウイルスが検出され、高病原 性PRRSウイルスによって引き起こされたとされています。

臨床症状:高熱(40~42度)沈うつ、食欲不振、咳、体表に発赤、点状出血 全日齢豚が罹患し、死亡率は20~100%、哺育豚100%、育成豚70%、肥育豚 20%であり、感染妊娠豚の40%が流産します。

我が国での対応:中国や東南アジアからの偶蹄類の動物や肉は輸入禁止されています。 (キーワード:高病原性・高い死亡率・中国東南アジア)

